

令和8年度青い森鉄道駅舎等環境整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 青い森鉄道線利活用推進協議会（以下「協議会」という。）と青い森鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、青い森鉄道線の利用環境を向上させ、また、マイレールとして愛着をもってもらうため、駅舎等の環境整備を実施する団体（以下「実施団体」という。）が実施する自主事業に関し必要な事項を定め、必要により予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(環境整備対象事業)

第2条 前条の対象となる環境整備は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- 一 駅舎及びその周辺の清掃、花植え、草取り及び環境の向上等で協議会が認める取組
- 二 その他協議会が特に認める取組

(事業計画書の提出)

第3条 実施団体は、前条の環境整備を実施する日の前日から起算して10日前までに、「青い森鉄道駅舎等環境整備事業計画書」(別記様式第1号)を会社に提出しなければならない。

(事業実施の可否の通知)

第4条 会社は、前条の事業計画書が提出された場合、実施の可否について実施団体に通知し、提出された計画書に所見を記入して協議会に提出するものとする。

(助成対象団体)

第5条 第3条の事業計画書を提出した環境整備のうち、第1条の助成金の対象となる団体は、県民により構成される5名以上の団体とする。但し、特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる団体は除く。

(助成対象経費及び助成額)

第6条 助成金の交付の対象となる経費及びそれについての助成額は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 助成金の対象となる経費は、環境整備に要する用具、苗、飲料等の購入に要する経費のうち、協議会で認めるものとする。
- 二 助成額は前号の額と同額とし、一回につき2万円を上限とする。ただし、同一団体が一回につき2駅以上で実施した場合は、2万円に実施駅の数を乗じた金額を上限とする。

(助成金の申請の承認等)

第7条 実施団体は、助成を希望する場合、第3条に定める事業計画書の提出の際に、費用の見込みを記入するものとする。

2 協議会は、前項の事業計画書が提出された場合、内容を審査し、助成金申請を承認するときは口頭で、承認しないときは書面で、実施団体に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 前条第2項において助成金申請の承認を受けた実施団体（以下「助成団体」という。）は、環境整備の終了後1ヶ月以内若しくは令和9年2月26日までのいずれか早い日までに、「青い森鉄道駅舎等環境整備事業助成金交付申請書」（別記様式第2号）を協議会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 参加者名簿
- 二 助成金の対象となる経費の領収書
- 三 環境整備の実施の様子の写真

(助成金の交付決定)

第9条 協議会は、前条の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により協議会の予算の範囲内において助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付決定を行うものとする。ただし、交付申請書が当該年度の協議会の予算決定前に提出された場合は、予算の決定後に助成金の交付決定を行うものとする。

2 助成金の交付額の確定は、助成金の交付決定と同時に行うものとする。

(助成金の交付決定及び交付額の確定の通知)

第10条 協議会は、助成金の交付決定及び助成金の交付額の確定を行ったときは、速やかにその決定の内容及びそれに付した条件を「青い森鉄道駅舎等環境整備事業助成金交付決定及び交付額確定通知書」（別記様式第3号）により助成団体に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第11条 この助成金は、精算払いにより交付する。

2 助成団体は、協議会から前条の規定による通知があったときは、振込先口座を記入した助成金交付請求書を協議会に提出するものとする。

3 協議会は、前項の規定による助成金交付請求書を受領したときは、その日から起算して14日以内に助成団体に助成金を交付するものとする。

(内容報告)

第12条 協議会は、必要に応じて助成団体に対しその実施内容の詳細に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第13条 協議会は、必要に応じて助成事業の実施内容を実地に調査することができる。

(助成金の交付決定の取消)

第14条 協議会は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- 一 助成団体が偽り又は不正な行為により助成金の交付を受けた場合
- 二 助成団体が第12条による内容報告又は第13条による実地調査を拒んだ場合

(助成金の返還)

第15条 協議会は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該助成事業の取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときには、助成団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成金交付の特例)

第16条 協議会は、青い森鉄道線の利用促進を図る上で必要と認める場合には、前各条の規定に関わらず、助成対象団体及び助成額を決定することができる。

(書類の提出部数及び様式)

第17条 この要綱の規定により、協議会に提出する書類の部数は1部とし、その様式は別記に定めるところによる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。